「ONSHIN　REPORT　２０２５」正誤表

ご挨拶　（2 頁）

訂正前	訂正後
また、金融機関の健全性を示す自己資本比率も前年度から上昇して 14.41%となり、国が定める基準（4%）を大きく上回っております。	また、金融機関の健全性を示す自己資本比率も前年度から上昇して 14.89%となり、国が定める基準（4%）を大きく上回っております。

当金庫の自己資本の充実の状況等について　（49 頁）

訂正前	訂正後
２．自己資本の充実に関する評価方法の概要 　当金庫の自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が 14.41%と国内基準の４%を３倍以上も上回っており～	２．自己資本の充実に関する評価方法の概要 　当金庫の自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が 14.89%と国内基準の４%を３倍以上も上回っており～

次頁以降に訂正を行った計表を掲載しております（訂正箇所を赤色表記）。

1．自己資本の構成に関する事項　（41頁）

（単位：百万円）

項目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目　（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,933	24,524
うち、出資金及び資本剰余金の額	220	221
うち、利益剰余金の額	23,726	24,315
うち、外部流出予定額（△）	12	13
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	187	99
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	187	99
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	24,120	24,623
コア資本に係る調整項目　（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	49	77
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	49	77
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	336	439
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	386	516
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	23,734	24,106
リスク・アセット等　（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	162,510	153,303
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,160	8,589
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	169,671	161,892
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.98	14.89

（注）　自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本を算出しております。

２．自己資本の充実度に関する事項（42頁）

（単位：百万円）

	2023度		2024度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ．信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	162,510	6,500	153,303	6,132
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	155,895	6,235	147,656	5,906
ソブリン向け	140	5	300	12
金融機関向け	17,537	701	12,841	513
法人等向け	36,608	1,464	20,610	824
中小企業等・個人向け	68,716	2,748		
中堅中小企業等向け及び個人向け			18,679	747
抵当権付住宅ローン	164	6		
不動産取得等事業向け	15,921	636		
不動産関連向け			70,823	2,832
三月以上延滞等	94	3		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）			1,936	77
自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞			172	6
上記以外	16,713	668	22,290	891
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー（全てルックスルー方式）	6,615	264	5,647	225
④ 未決済取引	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ ＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	2	0
ロ．オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	7,160	286	8,589	343
BI			5,726	
BIC			687	
ハ．単体総所要自己資本額 （イ＋ロ）	169,671	6,786	161,892	6,475

（注） １．所要自己資本額＝リスク・アセット等×４％

２．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

４．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること

５．当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。

６．当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

７．当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。

８．単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×４％

６．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳　（44頁）　（単位：百万円）

	2024年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	2,539	-	2,539	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,047	-	10,047	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	865	-	865	-	200	23%
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,461	-	1,461	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	200	-	200	-	100	50%
国際開発銀行向け	298	-	298	-	-	0%
地方公共団体金融機構向け	286	-	286	-	-	0%
我が国の政府関係機関向け	116	-	116	-	0	0%
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,004	-	64,004	-	12,841	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	204	-	204	-	40	20%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	28,097	1,678	27,225	649	20,610	74%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	36,701	43,576	35,791	1,776	18,679	50%
トランザクター向け	-	36,244	-	1,268	410	32%
不動産関連向け	103,332	-	103,119	-	70,823	69%
自己居住用不動産等向け	74,205	-	74,160	-	47,768	64%
賃貸用不動産向け	27,704	-	27,545	-	21,570	78%
事業用不動産関連向け	1,421	-	1,413	-	1,483	105%
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	1,364	-	1,364	-	2,046	150%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,908	83	1,906	7	1,936	101%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	224	-	224	-	172	77%
取立未済手形	152	-	152	-	30	20%
信用保証協会等による保証付	18,054	1	18,054	0	765	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	7,163	-	7,163	-	7,163	100%
合計					135,371	

（注）　1．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2．「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

７．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳　（45頁～46頁）

（単位：百万円）

	2024年度 資産の額及び与信相当額の合計額　ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後																																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31%	35%	38%	40%	44%	45%	50%	56%	60%	63%	70%	75%	80%	85%	90%	94%	100%	105%	110%	113%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	2,539	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,539	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,047	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,047	
外国の中央政府及び中央銀行向け	665	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	865	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	1,461	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,461	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	
国際開発銀行向け	298	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	298	
地方公共団体金融機構向け	286	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	286	
我が国の政府関係機関向け	115	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	63,953	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	64,004	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	204	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	204	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け特定貸付債権向けを含む。	-	-	-	2,754	-	-	-	-	-	-	-	-	4,754	-	-	-	-	385	-	17,994	-	-	2,732	-	-	-	-	-	-	-	-	27,875	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	32	-	16,862	-	-	-	-	-	-	-	629	104	-	-	-	-	19,881	-	-	-	-	57	-	-	-	-	-	-	-	-	37,568	
トランザクター向け	-	-	-	638	-	-	-	-	-	-	-	629	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,268	
不動産関連向け	-	98	-	8,157	1,072	5,540	0	1,080	0	1,460	-	4,832	3,324	-	2,426	-	4,146	54,926	-	-	100	-	-	14,765	1,185	-	-	-	-	-	-	103,119	
自己居住用不動産等向け	-	95	-	8,157	1,072	2,718	0	-	0	1,460	-	-	3,324	-	-	-	4,019	53,311	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74,160	
賃貸用不動産向け	-	3	-	-	-	2,822	-	1,080	-	-	-	4,832	-	-	2,426	-	-	1,615	-	-	-	-	-	14,765	-	-	-	-	-	-	-	27,545	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	127	-	-	-	100	-	-	-	1,185	-	-	-	-	-	-	1,413	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ＡＤＣ向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,364	-	-	-	1,364	
延滞等向け自己居住用不動産等向けを除く。	-	-	-	86	-	-	-	-	-	-	-	-	423	-	-	-	-	-	-	-	-	-	800	-	-	-	-	604	-	-	-	1,914	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	4	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	148	-	-	-	-	-	-	-	-	224	
取立未済手形	-	-	-	152	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	152	
信用保証協会等による保証付	10,404	7,650	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,054	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,163	-	-	7,163	
合計	25,819	7,785	-	92,006	1,072	5,540	0	1,080	0	1,460	-	5,461	8,840	-	2,426	-	4,146	75,193	-	17,994	100	-	3,990	14,765	1,185	-	-	1,968	7,163	-	-	277,259	

８．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等　（47頁）　（単位：百万円、％）

告示で定めるﾘｽｸ・ｳｪｲﾄ区分	2024年度			
	CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用前		CCFの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用ﾘｽｸ削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	132,597	7,943	10.0	133,307
40%～70%	21,744	29,876	10.0	22,336
75%	75,767	5,708	12.4	75,193
80%	-	-	-	-
85%	17,346	1,012	49.8	17,247
90%～100%	4,216	750	20.8	4,091
105%～130%	16,019	-	-	15,951
150%	1,965	48	10.0	1,968
250%	7,163	-	-	7,163
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	276,820	45,340	11.4	277,259

（注）１．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
２．「CCFの加重平均値（％）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

■連結自己資本比率　（50頁）

当金庫では、子会社は当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、子会社のおんしんビジネスサービス株式会社との連結自己資本比率は下記のとおりであります。

（単位：百万円）

項目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目　（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,853	24,522
うち、出資金及び資本剰余金の額	220	221
うち、利益剰余金の額	23,619	24,313
うち、外部流出予定額（△）	12	13
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	187	99
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	187	99
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	24,040	24,621
コア資本に係る調整項目　（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	49	77
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	49	77
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額	336	439
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十%基準超過額	-	-
特定項目に係る十五%基準超過額	-	-
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	386	516
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	23,653	24,104
リスク・アセット等　（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	162,395	153,293
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	7,218	8,589
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	169,614	161,882
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.94	14.89

（注）　自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準金庫であります。